

放課後児童クラブを夏休みだけ 利用 したい方は・・・

受付期間 6月8日(月)～6月30日(火)

※夏休み全期間(7月21日～8月31日)の入所申込の締切は6月30日(火)とします。

提出先 児童クラブ室または教育総務課 ※郵送の場合は締め切りまでに教育総務課に必着
〒250-8555 小田原市荻窪300番地(市役所5階) 33-1731

提出書類

- 1 夏休み入所申込書兼退所届
- 2 入所資格証明書類(在職証明書、又は長期疾病等を証明する資料)
※20歳以上70歳未満で、同居している大人の方全員分の証明書類が必要です。
※書類は、教育総務課・市ホームページ・放課後児童クラブで配布しています。

開設日・開設時間

○月曜日から土曜日・・・午前7時30分～午後7時(土曜日は利用者がいない場合は休所となります。)

※午前7時30分から午前8時までの間が早朝時間帯、午後6時から午後6時30分までの間が延長時間帯

①、午後6時30分から午後7時までの間が延長時間帯②となり、各時間帯1回の利用につき、100円いただきます。

○日曜日、国民の祝日・・・休所

費用・支払方法

○【7月21日～8月31日】利用の場合の負担金

保護者負担金 10,500円 + 保険料負担額 800円(+早朝及び延長時間帯負担額)

○【8月1日～8月31日】利用の場合の負担金

保護者負担金 7,000円 + 保険料負担額 800円(+早朝及び延長時間帯負担額)

○おやつ代 1か月2,000円程度

※年度中の再入所の場合について、保険料は新たに発生しません。

※生活保護制度を利用している世帯、又は就学援助認定(見込み)世帯で保護者負担金の減免を希望する場合は、入所申込書の必要項目にチェックをしてください。なお、保険料負担額(800円)及びおやつ代は、免除の対象となりません。

※保護者負担金減額・免除申請とは別に、必ず就学援助申請を済ませてください。

○支払方法

利用月の翌月に納入通知書をお送りしますので、住民窓口もしくは小田原市内の金融機関でお支払いください。

審査結果・定員を超えた申込があった場合

審査結果については、入所希望日の1週間前を目安に通知します。入所が決定した方は、入所前に児童クラブに電話連絡し、必要な持ち物や決まりごとの確認をお願いします。

定員を超えた申込があった場合、6月8日(月)～6月30日(火)までに提出された申込書については受付順ではなく、学年や保護者の就労時間等を考慮した入所の審査を行います。

7月1日(水)～7月15日(水)までに提出された申請書については8月1日入所として、7月16日(木)～7月31日(金)までに提出された申請書については8月16日入所として審査します。

片浦小学校放課後児童クラブの夏休みの利用について

1. 児童クラブの概要

○設置目的

放課後児童クラブは、保護者が就労等のため家庭にない児童（小学1年生～6年生）を対象に、放課後の児童の健全な育成を図るため運営しています。

2. 児童クラブの利用について

○開設日・開設時間

・月曜日から土曜日・・・7時30分～19時（土曜日は利用者がいない場合は休所となります。）

※7時30分から8時までの間が早朝時間帯、18時から18時30分までの間が延長時間帯①、18時30分から19時までの間が延長時間帯②となり、各時間帯1回の利用につき、100円いただきます。

・日曜日、国民の祝日・・・休所

○持ち物

上履き（学校とは別のもの）、タオル、着替え（上着下着一組ずつ）、防災ずきん、その他指導員から指示のあったものをご用意ください。**※利用開始前に児童クラブに電話等で確認をお願いします。**

○入所前に確認していただきたいこと

児童クラブの入所前に見学を希望する場合は、事前に児童クラブにご連絡ください。児童クラブの入所についてはお子さんの意思や気持ち、集団生活への理解も大切です。入所前に、お子さんとよく話し合ってください。

○指導・生活方針

放課後児童クラブは、放課後等にひとりで過ごさなければならない児童の安全と健全育成を目的とした制度です。学校や塾のように勉強を教えることはありません。また、集団生活のルールを身に付け、生活体験を豊かにするため、時に厳しく指導する場合がありますのでご理解ください。

○送り迎え

原則として、事前に届け出た大人の方による送迎をお願いしています。登所する際は、7時30分以降に児童を対面で児童クラブへ引き渡しをお願いします。また、帰宅する際は、19時までにお迎えをお願いします。

【送り迎えの例外について】

片浦小学校放課後児童クラブについては、児童のみでの登所及び帰宅を認めています。登所について条件はありませんが、帰宅の際は、児童が16時までに児童クラブから退出する必要があります。16時以降に児童クラブから帰宅する場合は、事前に届け出た大人の方によるお迎えをお願いします。

○お弁当・おやつ

お弁当を用意してください。児童クラブでは用意ができませんのでご注意ください。また、児童クラブではおやつを用意しますので、アレルギー等については必ず児童クラブにお伝えください。

○中抜けの禁止

児童クラブから習い事や塾等に行き、再び児童クラブに戻ってくるという利用はできません。

※サマースクール、学校敷地内の活動及び地域主催の行事を除く。

○欠席の連絡

児童クラブでは、入所申込時に記入いただいた定期的なお休み以外の日については、児童クラブを利用するものとして出席の確認をとります。児童の健康状態や、保護者の就労の状況等により、児童クラブを欠席する場合は、保護者から児童クラブへ必ず連絡をしてください。保護者からの連絡のない児童の欠席については、就労先や緊急連絡先等へ確認し、必要に応じて教育総務課職員が児童を捜索することがありますので、必ず連絡してください。

※児童クラブ開設時間外の児童クラブへの連絡には留守番電話をご利用ください。

3. 利用者が負担する費用について

① 【7月21日～8月31日】利用の場合の負担金

保護者負担金 10,500円 + 保険料負担額 800円 (+早朝及び延長時間帯負担額)

② 【8月1日～8月31日】利用の場合の負担金

保護者負担金 7,000円 + 保険料負担額 800円 (+早朝及び延長時間帯負担額)

③ おやつ代 1か月2,000円程度

※年度中の再入所の場合について、保険料は新たに発生しません。

※生活保護制度を利用している世帯、又は就学援助認定（見込み）世帯で保護者負担金の減免を希望する場合は、入所申込書の必要項目にチェックをしてください。**入所申込時に減免申請をしなかった場合は『保護者負担金減額・免除申請書』を提出してください。**なお、保険料負担額（800円）及びおやつ代は、免除の対象となりません。

※保護者負担金減額・免除申請とは別に、必ず就学援助申請を済ませてください。

○支払方法

負担金を納付書で支払いをする場合は、利用月の翌月に納入通知書をお送りしますので、住民窓口もしくは小田原市内の金融機関でお支払いください。

また、口座登録がお済の方は利用月の翌月末にご指定の口座から引き落としをします。

③のおやつ代については、入所する児童クラブに直接お支払いください。

担当：教育総務課（市役所5階）33-1731 〒250-8555 小田原市荻窪300番地
